

新居浜市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、新居浜市次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 法第8条第1項に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定に関し必要な事項
- (2) 次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置

(組織)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 児童福祉に関する活動等を行う者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、子育て支援担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月8日から施行する。

新居浜市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

会 長 合田 仁千

副会長 渡部 昭子

区分	団体名	氏名
学識経験者	新居浜市小学校長会	伊東 美代子
	新居浜市公民館連絡協議会	加藤 嘉重
	新居浜商工会議所	合田 仁千
児童福祉に関する活動を行う者	新居浜市女性連合協議会	井原 みつ子
	新居浜市保育協議会	合田 千里
	新居浜市連合自治会	篠原 茂
	新居浜市社会福祉協議会	曾我部 寿恵子
	新居浜私立幼稚園協会	山本 道昭
	新居浜市民生児童委員協議会	渡部 昭子
その他市長が必要と認める者	新居浜市PTA連合会	仲村 康子
公募市民		倉橋 範子
		藤原 利恵子